

西宮市校外行事移動支援負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校(以下「学校」という。)における肢体不自由児童生徒や医療的ケアが必要な児童生徒の校外学習行事への参加を促進するため、該当の児童生徒が車椅子ごと乗車できるリフト付きバスや福祉タクシーを利用する場合に学校を支援する負担金の交付に関して、必要な事項を定める。

(対象となる児童生徒)

第2条 リフト付きバスや福祉タクシー利用時の学校に対する支援は、次の各号のいずれにも該当する児童生徒が校外学習に参加する場合に行う。

- (1) 通常のバス座席では、ベルトやクッション等を使用しても身体を安定させることができず、安全性の確保が困難である。
- (2) 車椅子固定による長時間のバス移動又は福祉タクシー移動を行った場合に、該当の児童生徒の身体への影響等に問題がないと、校医又は主治医が認めている。
- (3) 車椅子固定による長時間のバス移動又は福祉タクシーでの移動を行うことについて、保護者の同意がある。
- (4) 学校に在籍しており、当該行事に係る他の補助を受けていない児童生徒である。

(対象となる学校行事)

第3条 リフト付きバスや福祉タクシー利用時の支援は、第2条の各号をすべて満たす児童生徒が次の各号に掲げる行事に参加する場合に行う。

- (1) バス又は電車の利用を伴う宿泊行事(自然学校は除く。)
- (2) バス又は電車の利用を伴う日帰りの校外学習

(負担金対象経費)

第4条 この要綱による負担金の対象経費は、次のとおりとする。

- (1) リフト付きバスを利用した際に要した費用と通常バス利用時に要する費用との差額
- (2) 福祉タクシーを利用した際に要した費用(キャンセル料含む)

(負担金の額等)

第5条 負担金の額は、1行事につき7万円を限度として負担金対象経費に要した額とする。

- 2 負担金対象経費に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
- 3 1行事において、やむを得ずリフト付きバスと福祉タクシーとの併用を行った場合については、負担金の限度額を14万円とする。

(交付申請及び請求)

第6条 負担金の交付申請及び請求は、行事实施日の当該年度内に行わなければならない。

2 負担金の交付を受けようとする学校長(以下「申請者」という。)は、西宮市校外行事移動支援負担金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げるもののうち関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リフト付きバスと通常バスとの利用料の差額が分かる見積書の写し

- (2) 福祉タクシー利用料の見積書の写し
- (3) 領収書の原本
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 リフト付きバスを利用した場合における差額申請については、行事实施日以前に申請することができる。
この場合においては、前項第3号に規定する書類を行事实施後に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書兼請求書が提出された場合は、これを審査し、負担金の交付の適否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により負担金の交付を決定したときは、申請者から交付申請のあった指定口座へ振り込み、これをもって負担金の額の確定とする。
- 3 市長は、第1項の規定により負担金の不交付を決定したときは、申請者へ通知する。

(交付決定の取消し及び負担金の返還)

第8条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に負担金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 対象児童生徒の行事不参加により、リフト付きバス又は福祉タクシーの利用が不要となったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により交付を受けたとき。
- (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。
- 2 市長は、3年以内ごとに実施状況について検討し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

様式第1号(第6条関係)

西宮市校外行事移動支援負担金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先)西宮市長

学校名 _____

校長名 _____

西宮市校外行事移動支援負担金の交付を受けたいので、西宮市校外行事移動支援負担金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

行事名		学 年	年
行 先 宿泊施設等	(住所)		
実施日	令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()		
対象児童生徒	(ふりがな) 名 前	(ふりがな) 名 前	
	(ふりがな) 名 前	(ふりがな) 名 前	
	(ふりがな) 名 前	(ふりがな) 名 前	
バス又はタクシー の経費	バスの種類	1台当たりの経費	
	リフト付バス		円
	一般型バス		円
	増加分の額(又は、タクシー利用料) 注)上限は7万円、千円未満の端数は切り捨て	(請求金額)	円

西宮市校外行事移動支援負担金を下記の口座に振り込んでください。なお、下記の口座振込をもって支払の効力を生じることについて異議はありません。(※振込先口座は学校管理名義の口座に限ります。)

振込先 口座	金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 出張所	
	預金種別	普通 当座	(ふりがな) 口座名義人		()			
	口座番号						(左詰記入)	

【添付資料】

- ・リフト付きバスと通常バスとの利用料の差額が分かる見積書の写し
- ・福祉タクシー利用料の見積書の写し
- ・領収書の原本